

広島県告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年八月一日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
福山市新市町大字戸手三三二三の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため